

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

事業区分	補助金	備考
1 侵入防止施設整備事業	円	
2 侵入防止施設整備推進事業		
3 普及啓発支援事業		
4 有害鳥獣捕獲支援事業		
合 計		

1 事業の目的と期待される効果

2 事業の内容及び経費の配分

単位：千円

事業区分	事業内容	総事業費	補助対象 経費	負担区分		備考
				都補助金	実施主体	
侵入防止施設 整備事業						
侵入防止施設 整備推進事業						
普及啓発支援 事業						
有害鳥獣捕獲 支援事業						
合 計						

(注) 1 侵入防止施設整備事業における「補助対象経費」は、総事業費のうち、消費税・地方消費税相当額を除いて記入する。

2 「負担区分」の都補助金額については、事業区分の補助率を乗じて、千円単位（千円未満は切り捨てる）とする。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

別記様式第1号の2（第4関係）

誓約書

東京都知事殿

ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第4の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第18の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

氏名

印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年 月 日付第 号で補助金の交付申請のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ、適当と認められるので、 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付決定の内容

- 1 補助事業対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 補助金交付決定額

事業区分	金額（円）
侵入防止施設整備事業	
侵入防止施設整備推進事業	
普及啓発支援事業	
有害鳥獣捕獲支援事業	
合 計	

- 3 条件を付すときはその条件

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における、補助事業に要する経費、当該経費の配分及びこれに対応する補助金交付決定額の配分額については、別に通知するところによる。

第3 補助対象経費の算定期間

補助対象となる経費は、 年 月 日から 年 月 日までに係るもので、かつ支払いが完了した経費とする。

第4 申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等

- 1 事業実施主体は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、補助事業辞退届（ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付4産労農安第1540号。以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。
- 2 知事は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第5 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、変更承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
 - （1）各事業区分の総事業費の3割を超える変更
 - （2）事業実施主体の変更又は廃止
 - （3）事業の一部中止又は一部廃止
- 2 知事は、第1項の申請があった場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第6 事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体は、第5により補助金の交付決定を受けた補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認めるときは、補助事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第7 事業の開始

- 1 事業の開始（物品の発注を含む）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、やむを得ない事情により、交付決定前に事業を開始する必要がある場合には、事業実施主体はあらかじめ都の指導を受け、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前開始届（交付要綱別記様式第6号）により、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により、補助金交付決定の通知を受ける前に補助事業を実施する事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付

決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

- 3 知事は、事業実施主体が第1項のただし書に基づいて交付決定前に補助事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、補助事業が適正に行われるようにするものとする。

第8 事故報告

事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第7号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第9 事業実施状況報告書の提出

- 1 事業実施主体は、補助金の交付の決定を受けた場合、その交付の決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業実施状況報告書（別記様式第8号）を作成し、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

また、総事業費が百万円未満のものについては、第3四半期のみの報告とする。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は特に必要と認められる書類等を事業実施主体から提出させることができる。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、事業実施主体が提出する報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施主体に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 事業実施主体が前項の命令に違反したときは、知事は事業実施主体に対し当該補助事業の一時停止を命じることがある。

第11 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（交付要綱別記様式第9号）を速やかに知事に提出しなければならない。第8第1項により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第12 額の確定

知事は、第12の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し事業実施主体に通知する。

第13 是正措置

知事は、第12の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

第14 補助金の支払い及び請求

- 1 知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、補助事業の遂行に当たって必要があると認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、前項により補助金の交付を請求するときは補助金交付請求書（交付要綱別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。ただし、概算払による場合は概算払請求書（交付要綱別記様式第11号）を提出する。
- 3 事業実施主体は、補助金の概算払を受けた場合は、第12の規定による補助金の額の確定の通知を受領した後速やかに概算払精算書（交付要綱別記様式第12号）を知事に提出し、補助金を精算しなければならない。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は事業実施主体に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令又は交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項各号の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第16 補助金の返還

- 1 知事は、第4又は第15の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に事業実施主体に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。
- 2 知事は、第12の規定により事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、事業実施主体は当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とす

る。)で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 知事が事業実施主体に対し補助金の返還を命じた場合において、事業実施主体がこれを納期日までに納付しなかったときは、事業実施主体は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、事業実施主体に対し補助金の返還を命じ、事業実施主体が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、事業実施主体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第21 帳簿及び関係書類の整理保管

事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第22 職員の調査等

知事は、事業実施主体に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立ち入り調査をし、又は報告を求めることができる。

別記様式第3号（第6関係）

番 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業辞退届

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知があった標記事業について、下記の理由により辞退いたします。

記

1 交付予定額 円

2 辞退の理由

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第7第1項の規定に基づき、下記のとおり事業を変更したいので、その承認及び補助金円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）別記様式第1号の「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金事業中止
(廃止) 承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった 年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第8第1項の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されたく申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）にいたる経過及び現状

3 中止（廃止）の内容

(注) 別記様式第1号の「記」以下に準じ、中止（廃止）部分について二段書きとして変更前を上段に（ ）で囲む。

別記様式第6号（第9関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業に関する
補助金交付決定前開始届

年度の標記事業に係る下記事業について、別記条件を了承の上、補助金交付決定前に開始することとしたので、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、届出します。

記

- 1 事業区分
- 2 事業実施主体
- 3 事業費
- 4 事業開始年月日および完了予定年月日
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補助金交付決定前に開始する理由

6 別記条件

- (1) 補助金交付決定の通知を受けるまでに実施する補助事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、開始から補助金交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業事故報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

（注）補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合、事故が発生した原因、経過、及び事故による損失等を記入する。

2 事故発生前における補助事業の遂行状況

事業区分	交付決定額	月 日 現在の支払済額		月 日 現在の事業残高		今後支払予定額	
		補助事業に 要する経費	うち 都補助金	補助事業に 要する経費	うち 都補助金	補助事業に 要する経費	うち 都補助金
	円	円	円	円	円	円	円
計							
事業遂行不能の場合の不用額 (うち都補助金)			(円 円)

- (注) 1 「事業区分」の欄は、別表の事業区分
 2 「補助事業に要する経費」は、事業実施主体負担額に都補助金を加えたもの。
 3 「支払済額」は、事故発生前までに実際に支払いを行った補助事業に要する経費
 4 「事業残高」は、事故発生前における残事業に相当する金額
 5 「今後支払予定額」は、事故発生前における未払い金額と、残事業実施の場合の支払予定額との合計金額
 6 事故発生のため遂行不能による不用額が生じる場合は、下段に記入する。

3 今後の対応

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度第 四半期ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業
実施状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあったハクビシン等による農作物獣害防止
対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要
綱第11の規定に基づき、下記のとおり、年 月 日現在の事業実施状況を報告します。

記

1 事業実施状況

事業 区分	事業計画		月 日現在 出 来 高			事業残高	
	事業量 又は 内容規模	総事業費 (A)	事業量 又は 内容規模	総事業費 (B)	進捗度 (B/A)	事業量 又は 内容規模	総事業費
		円		円	%		円

(注) 1 「事業区分」の欄は、別表の事業区分

2 「事業量」及び「事業費」の欄には、実施要領別記様式第1号で記載した各事
業区分の計画量・規模を記入する。

2 事業完了予定年月日

別記様式第9号（第13関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金
実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記
のとおり事業を実施したので、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付
要綱第13の規定により、その実績を報告します。

記

(注) 別記様式第1号の「記」以下に準じ、変更部分について二段書きとして変更前を
上段に（ ）で囲む。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定通知のあった 年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第16第2項の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

事業区分	交付決定額	交付請求額	差し引き
	円	円	円
1 侵入防止施設整備事業			
2 侵入防止施設整備推進事業			
3 普及啓発支援事業			
4 有害鳥獣捕獲支援事業			
合 計			

(注) 交付決定後に変更承認申請を行い、承認された場合は、変更後の金額を記入する。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金
概算払請求書

年 月 日 付 第 号をもって補助金交付決定通知のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第16第2項の規定に基づき、下記により概算払を請求します。

記

1 概算払による請求理由

2 概算払請求額

事業区分	総事業費	都 補 助 金						事業完了予定年月日	備考
		交付決定額	既受領額		今回請求額		残高		
			金額	出来高	金額	月日 まで 予定 出来高			
	円	円	円	%	円	%	円		
合計									

(注) 1 「事業区分」の欄は、別表の事業区分

2 「都補助金」の欄は、千円未満を切り捨てた額とする。

別記様式第12号（第16関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

所在地
団体名
代表者の役職名
氏名 印

年度ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金概算払精算書

年 月 日 付 第 号をもって補助金交付決定通知のあったハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金について、ハクビシン等による農作物獣害防止対策事業費補助金交付要綱第16第3項の規定に基づき、下記により精算します。

記

概算払受高	支 払 高	戻 入 高
円	円	円